

鹿教義第944号  
平成21年3月3日  
(義務教育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 }  
各 県 立 学 校 長 } 殿

鹿児島県教育委員会教育長



青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局長等から依頼がありました。

平成20年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」により、本年4月1日から、青少年（18歳未満の者）がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者がフィルタリングの提供などが義務づけられるとともに、保護者に対してその保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されます。

また、同法は、地方公共団体に、家庭におけるフィルタリングの利用の普及を図ることや、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育の推進や啓発活動等を行うことを求めています。

については、各市町村教育委員会及び各県立学校においては、文部科学省通知の趣旨を十分理解し、特に下記事項に留意し、インターネットの適切な利用に関する教育の推進、家庭におけるフィルタリング利用普及等に取り組んでくださるようお願いいたします。

記

1 平成21年4月1日に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されること及び、内容を周知する。

(1) 保護者の責務として

ア 児童生徒がインターネット上の有害情報の悪影響を受けないように、フィルタリングソフトやサービスの活用をする。

イ 18歳未満の児童生徒のために携帯電話やPHSを購入、使用させる場合は保護者とその旨を事業者申し出る。

ウ 保護者はインターネット上で、いじめ問題が発生したり、有害情報が多く流通したりしていることを認識した上で、児童生徒のインターネット利用のルールを決めて、しっかり見守る。

(2) 事業者の義務として

- ア 18歳未満の児童生徒が携帯電話やPHSでインターネットを利用する場合は事業者はフィルタリングを提供する。(保護者の申出があった場合を除く)
- イ インターネット接続ができる機器を製造する事業者は、フィルタリングソフトの組み込みをして販売するなどする。
- ウ 利用者からの問い合わせに応じて、フィルタリングを提供したり、提供・販売するサイトを紹介する。

2 年度末・年度初めは、進学・進級の時期にあたり、児童生徒の携帯電話購入が増加する時期であることに十分留意し、小・中学校等においては卒業式前、高等学校においては、各学校における合格者集合日などの時機をとらえ、県教委が作成、配布した「家庭(保管)用ネットいじめ対策リーフレット(平成21年版は県PTA連合会から3月上旬配布予定)」等を活用して、下記の事項について保護者・児童生徒への啓発や指導を徹底する。

(1) 携帯電話は本当に必要か慎重に吟味し、必要のない携帯電話は持たない。

(2) やむを得ず所持させる場合は以下の点に配慮する。

- ア 相手先限定の通話機能やGPS機能のみなど、使用目的を限定した携帯電話にする。
- イ フィルタリングサービスは必ず活用する。(平成21年4月施行「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」)
- ウ 適切な利用のための家庭のルール作りをする。
- エ 保護者は、児童生徒のインターネット利用状況について把握する。
- オ 各学校における取扱い方針を厳守する。

3 県教委が3月下旬に配布を予定しているCD-ROM啓発教材「子どもとケータイ問題 はじめの一步」等を活用するなどし、新学期における保護者の啓発と児童生徒の指導の一層の充実を図る。

【参考】

文部科学省の依頼文中にある、別添資料は以下のWEBページにあります。

別添資料

- 資料1 子どもたちを有害情報から守るために(周知用リーフレット)  
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/download/index.html>
- 資料2 ちょっと待って!はじめてのケータイ  
[http://www.next.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm](http://www.next.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm)
- 資料3 ちょっと待って、ケータイ  
[http://www.next.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm](http://www.next.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm)



府政共生第142号  
閣副第39号  
総行情第28号  
総基消第14号  
20文科入第977号  
平成21-01-23情局第2号  
平成21年2月10日

各 都 道 府 県 知 事  
〔 情報政策担当課・市区町村担当課・  
私立学校主管課・青少年行政主管課扱い 〕  
各 指 定 都 市 市 長  
〔 情報政策担当課・青少年行政主管課扱い 〕  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

松 田 敏 明  
（公印省略）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

戸 塚 誠  
（公印省略）

総務省大臣官房地域力創造審議官

椎 川 忍  
（公印省略）

総務省総合通信基盤局長

桜 井 俊  
（公印省略）

文部科学省スポーツ・青少年局長

山 中 伸 一  
（公印省略）

経済産業省商務情報政策局長

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

近 藤 賢 二  
（公印省略）

## 青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について(依頼)

平成20年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」により、本年4月1日から、青少年（18歳未満の者をいいます。以下同じ。）がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリング（インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます。以下同じ。）の提供などが義務づけられるとともに、保護者に対してその保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されることとなります。

また、同法は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備していくため、国及び地方公共団体に、家庭におけるフィルタリングの利用の普及を図ることや、青少年におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進や広報その他の啓発活動を行うことを求めています。

そこで貴職におかれましては、同法の施行に当たり、下記の事項にご留意いただき、別添資料及び昨年3月21日付け「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について（依頼）」も参考に、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進、家庭におけるフィルタリング利用普及、広報その他の啓発活動に取り組んでいただくとともに、管内の市区町村、市区町村教育委員会及び学校等にも、周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本件については、本日付けで、警察庁から、別紙1を各都道府県警察の長に発出し、文部科学省から、別紙2を社団法人日本PTA全国協議会及び社団法人全国高等学校PTA連合会に発出しているもので申し添えます。

また、フィルタリングの提供などを義務づけられる民間事業者については、総務省及び経済産業省が連携して義務の確実な履行に向けた取組を進めているところであり、本年3月以降、官民で連携したキャンペーンを店頭で実施する予定です。

### 記

#### 1 事業者等の義務について

事業者については、フィルタリング提供などが義務づけられることにより、以下のような取扱いとなる

- (1) 青少年の携帯電話及びPHSによるインターネット接続については、保護者からの申出が無い限りフィルタリングが提供される。また、保護者が契約して、青少年に使用させる場合には、携帯電話事業者にその旨を申告する義務がある（同法第17条）
- (2) 家庭などからのインターネット接続については、原則として利用者からの求めに応じフィルタリングが提供（紹介）される（同法第18条）

(3) パーソナルコンピュータなどのインターネット接続機器については、原則としてフィルタリングソフトウェアがインストールされるなどのフィルタリングの利用を容易にする措置が講じられて販売される（同法第19条）

## 2 保護者の責務について

保護者については、青少年のインターネット利用に際して、以下のような責務が課される（同法第6条）ことから、青少年の携帯電話やパーソナルコンピュータ等によるインターネットの利用については、各家庭において、青少年の発達段階に応じたルールづくりを行うなど青少年の利用状況を見守ることが求められる

- (1) インターネット上には有害情報が多く流通し、売春、犯罪の被害、いじめ等の様々な問題が生じていることに留意する
- (2) 青少年の発達段階に応じて、インターネットの利用の状況を把握するとともに、フィルタリングの利用その他の方法によりその利用を適切に管理する
- (3) 青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得を促す

※ 本通知文と別添資料は、内閣府、内閣官房、総務省、文部科学省及び経済産業省のホームページに掲載しており、ダウンロードすることができます。

- ・ 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>
- ・ 内閣官房違法・有害情報対策ホームページ <http://www.it-anshin.go.jp/>
- ・ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- ・ 文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm)
- ・ 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

別添資料：資料1 子どもたちを有害情報から守るために（周知用リーフレット）  
資料2 ちょっと待って！はじめてのケータイ  
資料3 ちょっと待って、ケータイ

# 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）関係条文抜粋

## 第一章 総則

### （定義）

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であつて青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

4 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。

一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。

6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、イ

インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

11・12 (略)

#### (基本理念)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (関係事業者の責務)

第五条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

(インターネットの適切な利用に関する教育の推進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及)

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットの適切な利用に関する広報啓発)

第十五条 前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端



末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

- 2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

※法律及び関係政令の全文については、以下のホームページにて閲覧できます。

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>